

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	重度障がい児支援手当支給の制限
根拠法令等及び条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第8条
根拠条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第8条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 重度障がい児の保護を著しく怠ったとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>